

# 東京都花と緑による緑化推進事業

公募要領  
(令和元年度)

令和元年 8 月

東京都環境局

## — 目 次 —

1 事業概要について	2
(1) 補助対象者	2
(2) 補助対象事業	2
(3) 補助対象経費	3
(4) 補助金の交付額	3
(5) 実績報告等出	3
2 補助金の交付申請について	4
(1) 申請期間	4
(2) 提出方法	4
(3) 申請書類	4
(4) 問合せ先	6
3 補助対象事業の審査について	7
(1) 審査の実施	7
(2) 交付の決定等	7
4 交付決定後における主な留意事項等について	8
(1) 補助対象事業の計画変更等	8
(2) 補助対象事業の完了	8
(3) 額の確定から補助金の支払までの手順	8
(4) 取得財産等の管理	8
(5) 東京都への協力	9
【参考】事業の全体スケジュール	10
《記載例》 東京都花と緑による緑化推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）	11
《記載例》 計画概要書（別記第1号様式 別紙3）	13

この要領は、東京都花と緑による緑化推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）に基づく補助金の交付申請に当たって、申請者をしようとする皆様の参考となるように作成したものです。要綱とともに、御一読ください。

## 1 事業概要について

これまで、東京都では、東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「条例」といいます。）に基づく緑化計画書の届出（第14条）や開発の許可（第47条ほか）等により、都市緑化の推進を図ってきました。

「東京都花と緑による緑化推進事業」は、それらの取組に加え、ヒートアイランド対策及び生物多様性に配慮した緑化を推進するとともに、人々を魅了する「美しい緑」に包まれた都市東京の実現を図るため、将来にわたり維持管理が期待される事業者による一定規模の植栽づくりに対して、その経費の一部を補助するものです。

### (1) 補助対象者（要綱第3条第2項・第3項）

都内において補助対象事業を実施する法人（暴力団等は除く。）

### (2) 補助対象事業（要綱第3条第1項）

次に掲げる要件を全て満たす事業

- ✓ 都内において新たに100㎡以上<sup>※1</sup>の面積の屋外緑化<sup>※2</sup>を行うこと。ただし、緑化計画書制度（条例第14条第1項）や開発許可制度（条例第47条第1項等）、区市町村条例による緑化計画書制度に類する制度により実施する緑化は除く。

※1 緑化面積の算出方法は、「東京都における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画の手引」（東京都環境局）に準じます。

#### ※2 屋外緑化とは…（要綱第2条第1号）

集客施設、業務施設、観光施設、文化施設その他の多くの都民等でにぎわう施設等で、接道部における地上部や接道部にある建築物の壁面、人が自由に立ち入ることができる敷地の地上部や建築物の屋上、ベランダ等において、樹木及び草花（コケ類を除く。）の植栽又は水辺環境（生物の生息・生育環境に適した状態にある池沼、湿地等をいう。）の整備を行うことをいいます。

- ✓ 屋外緑化を行う場所の全体面積のうち、樹木又は草花の植栽を行う場所の面積の占める割合がそれぞれ3分の1以上であること。この場合において、全体面積のうち、樹木又は草花の植栽を行わない場所がある場合にあつては、水辺環境を整備すること。
- ✓ 屋外緑化を行う場所を含む敷地において建築物を新設する場合にあつては、原則として、その建築物又は建築物が建設される場所が都市開発諸制度等<sup>\*</sup>の適用を受けるものではないこと。

#### ※ 都市開発諸制度等とは…

- ・ 総合設計制度等（建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項まで）
- ・ 高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号）
- ・ 特定街区（都市計画法第8条第1項第4号）
- ・ 再開発等促進区（都市計画法第12条の5第3項）
- ・ 都市再生特別地区（都市再生特別措置法第36条第1項）

- ✓ 人が自由に立ち入ることができる敷地の地上部や建築物の屋上、ベランダ等において屋外緑化を行う

場合にあつては、補助対象事業が完了した年度から起算して6年以上の期間、人が自由に立ち入ることができる状態を確保すること。

- ✓ 補助金交付決定の通知を受けた日から令和2年3月15日までの間に新たに屋外緑化を行うこと。
- ✓ 樹木の植栽に当たっては、高木\*1を植栽する場合は40パーセント以上、中木\*2を植栽する場合は10パーセント以上の割合を知事が別に定める在来種\*3とすること。
  - \*1 通常の成木の樹高が3メートル以上の樹木（植栽時の樹高が2メートル以上のものに限る。）
  - \*2 通常の成木の樹高が2メートル以上の樹木（植栽時の樹高が1.2メートル以上のものに限る。）をいう。
  - \*3 「植栽時における在来種選定ガイドライン 平成26年5月 東京都環境局」の「【リストA】東京都本土における植栽のための在来種リスト」に掲載する種
- ✓ 屋外緑化を行うに当たり、環境省が選定する生態系被害防止外来種リストに掲載される種を使用しないこと。
- ✓ 屋外緑化を行う場所が、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第51条第1項各号に規定する区域内（保全地域、自然公園等）でないこと。

### (3) 補助対象経費（要綱第3条第4項・別表2）

屋外緑化に必要な経費のうち、次の経費の合計額

- ✓ 本工事費：植栽や植栽基盤整備に必要な経費、かん水設備の整備に必要な経費等
- ✓ 附帯工事費：一般公開を行うために新たに設ける安全施設の整備に必要な経費等
- ✓ 調査設計費：本工事、附帯工事を施工するために必要な調査や測量に必要な経費等
- ☞ 緑化に直接関係ない経費や建築物の設備に関する経費等は対象外  
（例：屋上面の防水、給水設備・排水設備の整備、建築物の補強、休憩施設の整備に係る経費）

### (4) 補助金の交付額（要綱第3条第5項）

- ✓ 補助対象経費の2分の1の額（上限1,000万円）
- ✓ 補助対象経費の5分の3の額（上限1,200万円）【モニタリング\*を実施する場合】
- ☞ 補助金の交付額に千円未満の端数が生じる場合は端数金額を切捨て

#### ※ モニタリングの内容（詳細は要綱第2条第2号・別表1）

- ・ 6月～10月の間、屋外緑化を行った場所と行わなかった場所の表面温度及び湿温度の測定
- ・ 四季ごとの樹木及び草花等の生育状況の把握
- ・ 四季ごとの出現した動物の種類等の把握
- ・ 年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに報告書を提出（補助対象事業完了後4年間）
  - ☞ (5)の実績報告書等のほかにモニタリングの報告書の提出が必要となることに留意

### (5) 実績報告等（要綱第10条）

#### ① 実績報告

補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了した日（補助対象事業の廃止の承認がされた場合は、当該承認の日）から起算して30日以内又は令和2年3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（要綱別記第6号様式）等を提出

#### ② 管理状況等報告

公開状況（公開日数、見学者数等）及び維持管理状況（かん水、<sup>せん</sup>剪定、施肥、清掃、病虫害対策、補植、経費等）等について、年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに管理状況等報告書（要綱別記第7号様式）等を提出（補助対象事業が完了した年度から起算して6年間）

- ☞ 上記①②以外にも報告を求めることがある。

## 2 補助金の交付申請について

補助対象事業は一般公募によります。

### (1) 申請期間

随時

### (2) 提出方法

申請書類の提出先は、東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課（東京都庁第二本庁舎 20 階）となりますが、正式な提出の前に事前相談として、東京都環境局自然環境部緑環境課（東京都庁第二本庁舎 19 階）の窓口申請書類を持参ください。

申請書類の持参及び提出は、事前連絡の上、執務時間内（土日祝日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時）をお願いします。

### (3) 申請書類

- ✓ 申請に当たっては、正副それぞれ 1 部（計 2 部）を提出してください。
- ✓ 申請書類は A 4 ファイルに綴じ、表紙及び背表紙に申請者名を記載してください。A 3 版以上の用紙を使用する際は A 4 に折り込んでください。
- ✓ 申請書類は次のとおりです。遺漏のないように提出してください。
  - ア 提出書類のリスト
  - イ 補助金交付申請書（要綱別記第 1 号様式）
    - 申請者の実印を押印のこと。
  - ウ 申請者の資産及び負債に関する事項
  - エ 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（要綱別記第 1 号様式 別紙 1）
    - 申請者の実印を押印のこと。
  - オ 法人登記事項証明書又は資格証明書
    - 申請の時点において発行から 3 か月未満のものであること。
  - カ 印鑑証明書
    - 申請の時点において発行から 3 か月未満のものであること。
  - キ 土地の登記事項証明書
    - 申請の時点において発行から 3 か月未満のものであること。
  - ク 承諾書
    - 申請に当たっての土地所有者の承諾であり、申請者が土地所有者と同一である場合は不要。
    - 承諾書には、承諾する土地の地名、地番を全て記入し、持分が有る場合は、その持分割合を記入すること。
    - 使用する印鑑は実印とすること。
  - ケ 事業計画書（要綱別記第 1 号様式 別紙 2）
  - コ 計画概要書（要綱別記第 1 号様式 別紙 3）
  - サ 工程表
  - シ 総事業費、補助対象経費、補助金交付申請額及び費目ごとの配分（要綱別記第 1 号様式 別紙 4）
  - ス 補助対象経費に係る工事費見積書・内訳書等
    - 見積書、積算書、工種別内訳書など経費の詳細内容が分かるものを添付すること。
  - セ 関係図面
    - 関係図面は屋外緑化の内容により変わりますので、御相談ください。

図書の名称	作成・記載方法
① 案内図	・ 区域の位置及び方位を表示し、規模に応じて分かりやすい縮尺とすること。 ・ 設置施設名を明示し、所在地を住居表示で記載すること。
② 現況図	・ 道路の位置も記載すること。
③ 現況の写真	・ 屋外緑化する場所の写真を添付すること。
④ 屋外緑化計画平面図	・ 樹木の緑地は <b>緑色</b> 、草花等の緑地は <b>黄緑色</b> で着色すること。 ・ 水辺環境は <b>水色</b> で着色すること。

⑤ 屋外緑化面積等計算図表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④の緑地及び水辺環境を求積した図面とすること。</li> <li>・面積の算定方法は、三斜求積を基本とするが、CADによる座標求積も認める（CADにより算定したことを図面上で明記すること。）。なお、三斜求積を用いた場合は、計算表において計算式を記載すること。</li> </ul>
⑥ 屋上平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物上に緑化を行う場合に提出すること。</li> <li>・屋上平面図（屋根伏図）は、現状の屋上の構造、防水層の厚み、外周部や柵の高さ等が分かるものとする。</li> </ul>
⑦ 屋外緑化計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部の緑化は、当該断面部の植栽状況（樹種及び高さ）を図示し、接道部等の高低差及びフェンス・塀を設置する場合は構造及び高さを示すこと。</li> <li>・建築物上の緑化は、建築物を含んだ断面を図示し、次の内容を明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 屋上又はベランダ等（ルーフバルコニー、ルーフテラス等）緑化の場合は、緑化断面の構造及び土壌厚を図示し、転落防止柵等を設置する場合は形状及び高さを示すこと。構造が異なるものがある場合は、全て図示すること。</li> <li>イ 壁面緑化の場合は、壁面又は補助資材の構造及び高さを示すこと。構造が異なるものがある場合は、全て図示すること。</li> </ul> </li> <li>・断面の箇所は、最低でも2辺で各1箇所、計2箇所以上を図示すること。</li> </ul>
⑧ 建築物立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物上に緑化を行う場合には、建築物立面図は、建築物の形状が分かるものを2面以上添付すること。</li> </ul>
⑨ 樹木一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部では、樹木（高木・中木・低木）の種類、高さ及び本数を記入すること。</li> <li>・建築物上の緑化は、次の内容を明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 屋上緑化の場合は、樹木（高木・中木・低木）及び草花の種類、高さ、本数（株数）及び面積を記入すること。</li> <li>イ 壁面又はベランダ等緑化の場合は、樹木（高木・中木・低木）及び草花の種類、高さ（壁面の緑化で補助資材を用いる場合は、補助資材の高さ）、本数（株数）及び面積を記入すること。</li> </ul> </li> </ul>
⑩ 附帯工事に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図、配置図、詳細図等を添付すること。</li> </ul>
⑪ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に都及び区市町村の条例において緑化義務を負っていた場合は、緑化完了書等の鑑の写し</li> <li>・都及び区市町村の条例において申請の時点で緑化義務を負っている場合は、その計画書の写し</li> <li>・本事業において、他団体からの補助金等を受けている又は受ける予定（申請中を含む。）がある場合は、その補助金の額、その他内容等を明らかにできる書類</li> <li>・法令に適合した建築物であることの証明書類の写し（建築基準法における完了検査済証）</li> <li>・本事業による屋上・壁面緑化を行った場合は、当該既存建築物の耐久性、安全性が確保できることを証明する書類（計算書や保証書等）</li> <li>・使用する予定の緑化製品のカタログ類</li> <li>・水辺環境を整備する場合には、生息・生育が予想される生物</li> <li>・その他必要に応じて図書を添付すること。</li> </ul>

- ソ 施設管理等計画書（要綱別記第1号様式 別紙5）
- チ モニタリングの実施方法（モニタリングを実施する場合）
- タ その他必要な書類

(4) 問合せ先

所 管	郵便番号	住 所	電話番号
東京都環境局自然環境部 緑環境課	163-8001	新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎 19階	03-5388-3455

### 3 補助対象事業の審査について

#### (1) 審査の実施（要綱第5条第1項）

申請者から提出された申請書類及び必要に応じて実施するヒアリングや現地調査の結果等を踏まえ、次の事項等に留意しながら、予算の規模、内容、普及性、公開性等について審査を実施します。

- ✓ 補助対象事業の内容が、交付要綱及びこの要領の要件を満たしているか。
- ✓ 申請者の全体計画（工事計画等）が適切であるか。
- ✓ 補助対象事業に要する費用は、類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであるか。
- ☞ 補助金の交付は、東京都の予算の範囲内で実施することになります。

#### (2) 交付の決定等（要綱第5条2項～第4項）

- ✓ 3（1）の審査により交付を決定した事業者に対しては、補助金交付決定通知書（要綱別記様式第2号様式）により通知します。なお、必要な限度において条件を付す場合があります。
- ✓ 3（1）の審査により不交付を決定した事業者に対しては、その旨を通知します。

#### 【注意！！】補助対象事業に関する契約について

- ✓ 補助対象事業に係る工事等の発注先は補助金交付決定通知書を受けた後に決定してください。
- ✓ 発注先の決定に当たっては、できる限り3社以上の競争入札を実施してください。
- ☞ 交付の決定時に発注先が決定しているものや契約済のものなどは、交付対象外であることに留意してください。



#### 4 交付決定後における主な留意事項等について

3において交付決定された補助対象事業に関する主な留意事項等は、次のとおりです。

##### (1) 補助対象事業の計画変更等（要綱第7条）

補助対象事業の内容を変更、中止・廃止する場合には、あらかじめ、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認申請書（要綱別記第3号様式）等を提出し、承認を受けてください。

##### (2) 補助対象事業の完了

###### ① 時期

補助事業者が、設計、設備及び工事の請負業者等に対して補助対象事業に係る全ての支払を完了した時点をもって補助対象事業を完了とします。

☞ 工事の検収が完了ではないことに留意

###### ② 表示板の設置

補助対象事業の完了に先立ち、屋外緑化を行った箇所が「東京都花と緑による緑化推進事業（東京都環境局）」により整備されたことを示す表示板を、見やすい場所に設置してください。

##### (3) 額の確定から補助金の支払までの手順

###### ① 額の確定（要綱第11条）

1（5）①により実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した上で通知します（要綱別記第8号様式）。

☞ 補助金の額の確定に当たり、補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と、補助金交付決定額とが異なる場合における補助金の額は、いずれか低い額とすることに留意

###### ② 請求書の提出（要綱第12条）

①の補助金の額の確定の通知を受けた後、請求書（要綱別記第9号様式）を提出してください。

###### ③ 補助金の交付（要綱第12条）

②の請求書を受領した後、補助金を交付します（補助事業者が指定する口座への振込みによる）。

#### 【注意！】補助金の交付決定の取消しについて（要綱第13条）

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金を他の用途に使用したとき。

③ 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

④ 予定の期間内に補助対象事業に着手せず、又は完了しないとき。

⑤ 暴力団等に該当するに至ったとき。

⑥ その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

は、交付決定を取り消すことがあります。補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても同様です。この場合、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることになりますので、あらかじめ、御了承ください。

##### (4) 取得財産等の管理（要綱第14条）

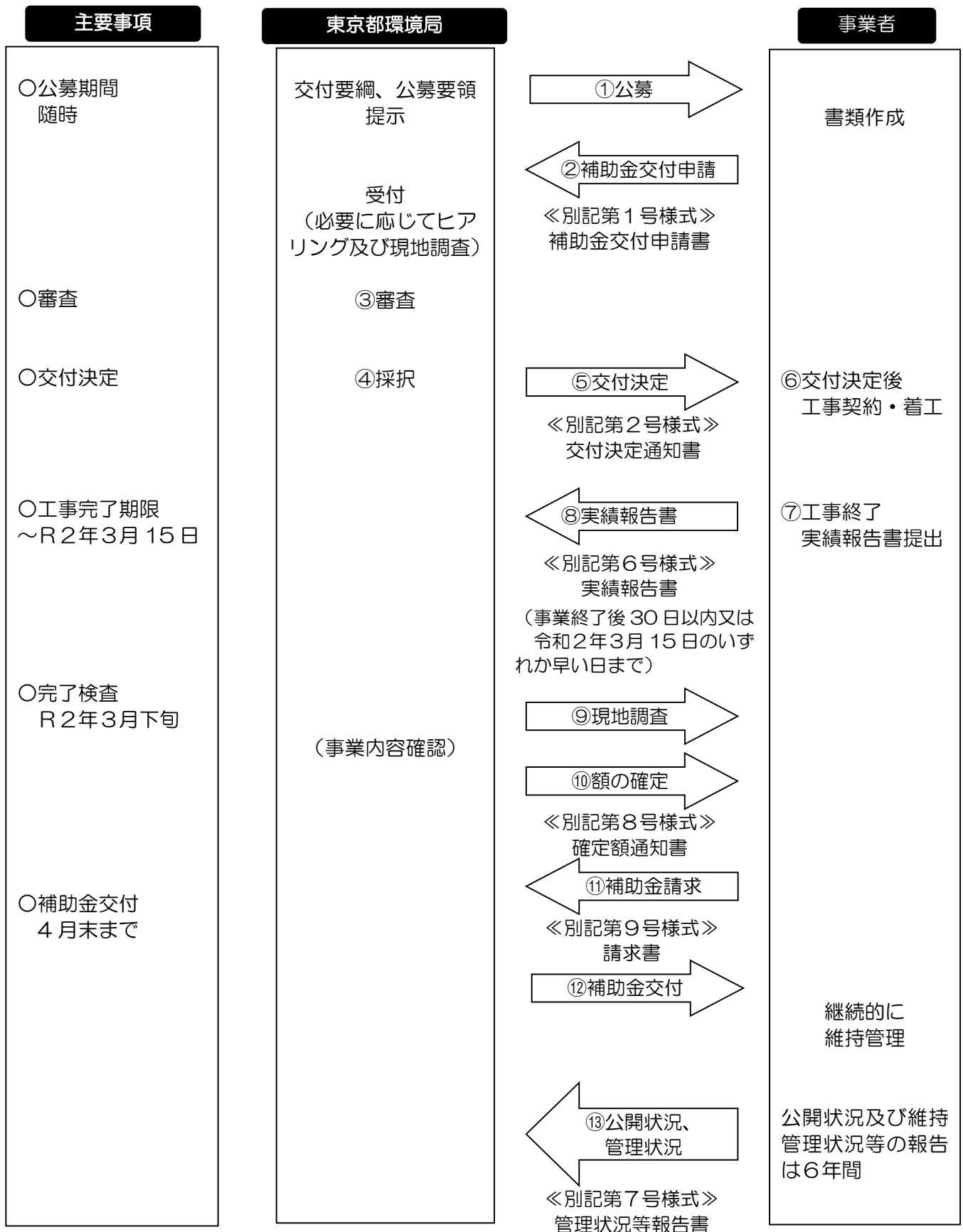
✓ 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）は、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るようにしてください。

✓ 取得財産等（取得価格又は効用の増加額が1件当たり50万円以下のものに限り、）の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいいます。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けてください。

(5) 東京都への協力

- ✓ 屋外緑化を行った施設、事業の内容、写真、モニタリングを実施した場合はその結果等について、東京都が行う緑化に関する事業において、東京都が利用し、公表することに同意していただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

【参考】事業の全体スケジュール





別記第1号様式 (第4条関係)

××××年○月△日

東京都知事 殿

住 所 株式会社○○○○  
申請者名称 〒160-0023  
東京都新宿区西新宿○-○-○  
代表者氏名 代表取締役 東京 太郎



印を忘れずに

東京都花と緑による緑化推進事業補助金交付申請書

東京都花と緑による緑化推進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、標記補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

対象となる屋外施設の所在地も記載してください。

- 1 補助対象事業の名称  
新宿△△ビル 屋外緑化整備事業 (施設所在地：東京都西新宿○-○-○)

金額は例示です。  
補助対象経費の算定に注意してください。

2 補助金交付申請額

総事業費	金30,000,000	円
補助対象経費	金15,000,000	円
補助金交付申請額	金7,500,000	円

- 3 補助対象事業の開始及び完了予定日  
事業開始日 交付決定の日以降  
事業完了予定日 ◇◇◇◇年▲月◎日

開始予定日は、交付決定の日以降とすること。事業完了予定日は、実績報告書提出予定日を記載すること。

- 4 モニタリング実施の有無 有 ・ 無

## 5 添付資料

- (1) 提出書類のリスト
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」(別紙1)
- (4) 法人登記事項証明書又は資格証明書(申請の時点において発行から3か月未満のものであること。)
- (5) 印鑑証明書(申請の時点において発行から3か月未満のものであること。)
- (6) 土地の登記事項証明書(申請の時点において発行から3か月未満のものであること。)
- (7) 承諾書
- (8) 事業計画書(別紙2)
- (9) 計画概要書(別紙3)
- (10) 工程表
- (11) 総事業費、補助対象経費、補助金交付申請額及び費目ごとの配分(別紙4)
- (12) 補助対象経費に係る工事費見積書・内訳書等
- (13) 関係図面
  - ① 案内図
  - ② 現況図
  - ③ 現況の写真
  - ④ 屋外緑化計画平面図
  - ⑤ 屋外緑化面積等計算図表
  - ⑥ 屋上平面図
  - ⑦ 屋外緑化計画断面図
  - ⑧ 建築物立面図
  - ⑨ 樹木・草花一覧表
  - ⑩ 附帯工事に関する図面
  - ⑪ その他
- (14) 施設管理等計画書(別紙5)
- (15) モニタリングの実施方法(モニタリングを実施する場合)
- (16) その他必要な書類

計画概要書

補助対象事業の名称 (○○○○○○○○○○○○ )

現況	事業施設名	新宿△△ビル				用途地域	商業地域		
	施設所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿○-○-○				都市開発諸制度適用	無し		
	法定建ぺい率	70.00%		実建ぺい率	61.23%		総階数	地上10階 地下2階	
	建築物の敷地面積	3,000.00㎡		建築面積	2,850.00㎡	屋上面積	1,000.00㎡	のべ床面積	8,000.00㎡
	緑化面積 (a+b)	1,300.00㎡	地上部 (a)	1,000.00㎡	建築物上 (b)	300.00㎡	接道部	60.00㎡	
	現況	広場 (一部カフェテラス)、営業時間中 (10時~20時) は常時開放 利用の形態、一般開放の有無などを記載。							
建築物屋上※	仕上げの種類	コンクリート下地仕上げ コンクリート下地、鋼板やタン等の金属系、カラーベスト等のスレート系、コ							
	防水の種類・厚さ等	アスファルト系防水 厚さ10mm アスファルト系、シート、ウレタン系などを記載。							
	安全施設	柵：有り、高さ2.0m、メッシュフェンス (しのび返し付き) 柵の有無、柵の高さや形状などを記載。							
	植栽場所	地上部	200㎡ (樹木80㎡、草花80㎡、水辺環境40㎡)				地上部、建築物上ともに、それぞれ100㎡以上の緑化が対象。地上部200㎡、建築物上50㎡の場合には、地上部のみ対象。建築物上は、屋上、壁面、ベランダ等の別を記載。		
全体	建築物上	屋上：100㎡ (樹木40㎡、草花60㎡)							
	緑化面積 (c+d)	1,600.00㎡	地上部 (c)	1,200.00㎡	建築物上 (d)	400.00㎡	接道部	65.00㎡	
	主な植物の種類等	地上部	樹木	シラカシ、ヤマボウシ、ヤマザクラ など				既存の緑化面積に、今回植栽する面積を合算した数値を記載。 ○地上部=既存1,000㎡+今回植栽200㎡ ○建築物上=既存300㎡+今回植栽100㎡	
			草花	セキショウ、キチジョウソウ など					
			水辺環境	メダカのビオトープ					
建築物上※2	樹木	タブノキ、ヤマモモ など				屋上緑化の場合は、植栽基盤の厚さ。平均基盤厚は、複数基盤により構成され、各々土壌厚みが異なる場合、植栽基盤の総体積を総面積で除した数字を記載。			
	草花	ノシバ など							
	水辺環境	なし							
計画	基盤厚	平均	90.00mm	最大	300.00mm	最小	40.00mm		
	建築物屋上※	植栽後	これまでと変更なし						
仕上げの種類		これまでと変更なし							
防水の種類・厚さ等		これまでと変更なし							
安全施設		これまでと変更なし							
建築物屋上※	設計積載荷重	床	180.00kg/㎡	柱・基礎	130.00kg/㎡	地震	60.00kg/㎡		
	屋上の計画荷重	床	80.00kg/㎡	地震	40.00kg/㎡	総重量	80,000.00kg		
	全施設の計画荷重	床	100.00kg/㎡	地震	50.00kg/㎡	総重量	100,000.00kg		
その他	自由記入欄。特筆すべき事項がある場合に記載。								

※ 屋上緑化を行う場合のみ記入してください。